

令和元年9月6日 開 会

令和元年9月24日 閉 会

令和元年9月 定例会

川南町議会議録

川南町議会事務局

令和元年第4回(9月)川南町議会定例会会期表〔19日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	9月6日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	9月7日	土	休会
第3日	9月8日	日	休会
第4日	9月9日	月	議案熟読
第5日	9月10日	火	本会議(一般質問:6人)
第6日	9月11日	水	本会議(一般質問:5人)
第7日	9月12日	木	本会議(議案質疑・委員会付託) 文教産業常任委員会
第8日	9月13日	金	本会議(議案第65号委員長報告・討論・採決) 特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第9日	9月14日	土	休会
第10日	9月15日	日	休会
第11日	9月16日	月	休会
第12日	9月17日	火	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第13日	9月18日	水	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計) 常任委員会
第14日	9月19日	木	常任委員会
第15日	9月20日	金	常任委員会
第16日	9月21日	土	休会
第17日	9月22日	日	休会
第18日	9月23日	月	休会
第19日	9月24日	火	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 9月6日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	4
開 会	5
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	5
報告第8号 専決処分の報告について	5
報告第9号 専決処分の承認を求めるについて	6
議案上程・提案理由説明(議案第42号～第58号)	9
議案上程・提案理由説明(議案第59号～第64号)	13
議案上程・提案理由説明(議案第65号)	17
議案上程・提案理由説明・監査委員審査結果報告(認定第1号～第3号)	18
報告第10号 平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について	25
議案上程・提案理由説明(諮問第1号～第3号)	27
議案上程・提案理由説明(同意第8号)	28
請願第1号 国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げる改 善を求める請願書・委員会付託	28
散 会	29

第2号（ 9月10日 ）

本日の会議に付した事件	30
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	31
開 議	32
一般質問	32
1 中津 克司	32
2 米田 正直	37
3 蓑原 敏朗	45
4 児玉 助壽	55
5 福岡 仲次	64
6 谷村 裕二	71
散 会	78

第3号 (9月11日)

本日の会議に付した事件	79
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	80
開 議	81
1 川上 昇	81
2 徳弘 美津子	93
3 竹本 修	107
4 河野 禎明	114
5 内藤 逸子	119
散 会	131

第4号(9月12日)

本日の会議に付した事件	132
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	133
開 議	134
議案撤回・撤回理由説明(議案第48号)	134
議案質疑・委員会付託(議案第42号)	134
議案質疑・委員会付託(議案第43号)	136
議案質疑・委員会付託(議案第44号)	138
議案質疑・委員会付託(議案第45号～第52号)	139
議案質疑・委員会付託(議案第53号)	141
議案質疑・委員会付託(議案第54号)	144
議案質疑・委員会付託(議案第55号)	147
議案質疑・委員会付託(議案第56号)	147
議案質疑・委員会付託(議案第57号)	149
議案質疑・委員会付託(議案第58号)	150
議案質疑・委員会付託(議案第59号)	150
議案質疑・委員会付託(議案第60号～議案第65号)	159
議案質疑・委員会付託(認定1号～認定第3号)	161
散 会	163

第5号(9月13日)

本日の会議に付した事件	164
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	165
開 議	166
委員長報告・討論・採決(議案第65号)	166
散 会	167

第6号(9月24日)

本日の会議に付した事件	168
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	170
開 議	171
委員長報告・討論・採決(議案第42号～議案第58号)	171
委員長報告・討論・採決(議案第59号～議案第64号)	180
委員長報告・討論・採決(認定第1号～第3号)	185
投票・採決(諮問第1号 人権擁護委員の推薦について)	192
投票・採決(諮問第2号 人権擁護委員の推薦について)	193
投票・採決(諮問第3号 人権擁護委員の推薦について)	194
投票・採決(同意第8号 教育委員会委員の任命について)	195
趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第1号 国土強靱化対策の推進を求める意見書について)	196
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第1号 国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書)	197
趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第2号 国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書)	198
人口問題対策調査特別委員会調査中間報告(第3回)について	200
議員派遣の件について	200
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	200
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	201
閉 会	201

川南町告示第100号

令和元年第4回(9月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年9月3日

川南町長 日高昭彦

1 期日 令和元年9月6日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	竹本 修 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	中村 昭人 君	12番	福岡 仲次 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

令和元年第4回(9月)川南町議会定例会会議録

令和元年9月6日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年9月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(河野 禎明・谷村 裕二)
- 日程第4 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第9号 専決処分の承認を求めるについて
- 日程第6 議案第42号 川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについて
- 日程第7 議案第43号 川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについて
- 日程第8 議案第44号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第45号 川南町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 川南町消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理について
- 日程第11 議案第47号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第48号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第49号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第50号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第51号 川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第52号 川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第17 議案第53号 川南町漁村健康増進センター条例の廃止について
- 日程第18 議案第54号 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第55号 工事請負契約締結について
- 日程第20 議案第56号 工事請負契約締結について
- 日程第21 議案第57号 財産の取得について

- 日程第22 議案第58号 財産の取得について
- 日程第23 議案第59号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第60号 令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第61号 令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第62号 令和元年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第63号 令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第64号 令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第65号 平成30年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について
- 日程第30 認定第 1号 平成30年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第 2号 平成30年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第 3号 平成30年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第33 報告第10号 平成30年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第34 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第35 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第36 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第37 同意第 8号 教育委員会委員の任命について
- 日程第38 請願第 1号 国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

ただ今から令和元年第4回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、定期監査、指定金融機関監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告、また、平成30年度川南町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書についてはお手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から24日までの19日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます

従って、会期は、本日から24日までの19日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野 禎明君及び谷村 裕二君を指名します。

日程第4、報告第8号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。報告第8号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和元年6月26日に川南町営十文字住宅104号室において、宅内漏電ブレーカーが壊れて入居者所有の電化製品（洗濯機、エアコン、掃除機）に200ボルトが流れ使用不能となり、損害を与えたことに対する損害賠償額の決定であります。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 漏電ブレーカーが故障したというふうには伺いましたが、その原因についての説明がございませんので、何かしら、この家だけに限った故障でしょうか何かの原因があると思うのですが、そこをお願いします。

○建設課長（大山 幸男君） ただ今の川上議員の御質疑にお答えいたします。各家庭に漏電ブレーカーというのがついているわけでございますけれども、この漏電ブレーカーとですね、接続する金具が緩んで配線が一部外れたことによる、稀に起こることがある現象ということでございまして、建築係でこのような案件が過去にあったかと確認しましたけれども、宅内のブレーカーによる、こういう状況が発生したというのは初めてだというふうに聞いたところでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） 原因を伺ったのは、場合によっては住居人に責任がある行動をとってのことかと思いますがそうじゃないようですので、その件は置きまして、稀に見る故障だということですが、他は大丈夫なんですか。そこらへんは点検されているんでしょうか。伺います。

○建設課長（大山 幸男君） 再度御質疑にお答えいたします。町営住宅のですね、火災報知機の更新工事を行うんですけれども、それに合わせてですね、点検を全戸390戸を対象に行う予定をしております。以上です。

○議員（川上 昇君） 質問の順番が前後するかもしれません。200ボルト流れたって話ですが、200ボルトの漏電ブレーカーなんですか、200ボルトが流れたから洗濯機と、それからエアコン、掃除機が故障したってことになるんでしょうけれども、200ボルトが流れることになるんでしょうか。伺います。

○建設課長（大山 幸男君） 再度御質疑にお答えいたします。私もですね、電気の方はちょっと詳しくないんですけれども、普通100ボルトしか流れないところにですね、こういう稀にこういうことが起こることがあるということですね、修理をされた電気店の方からですね、聞いているところでございます。以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第5、報告第9号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度川南町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第9号は、専決処分をいたしました令和元年度川南町一般会計補正予算（第2号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,500,529千円とするものでございます。歳入につきましては、財政調整基金繰入金24,038千円の計上であります。次に歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。災害復旧費は、23,768千円の増額で、道路橋りょう災害復旧事業14,515千円の増額のほか、8月6日九州に上陸した台風8号の影響を受け被災した施設の復旧等を行うための経費計上であります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この報告じゃ、8月6日に九州に上陸した台風8号の影響を受けた施設の復旧等を行うための経費計上でありますけどん、今年の、専決せんないかんほど緊急を要する工事じゃったのか、伺います。

○建設課長（大山 幸男君） ただ今の児玉議員の御質疑に、建設課関係につきましてお答えいたします。道路関係なんですけども、今回の8号におきまして、倒木等の処理が町内です、55箇所発生いたしました。また、カーブミラー等の破損がですね、24箇所、うち8箇所が破損で16箇所が向きが変わったりとかですね、そういうことでございます。それと路肩、法面の崩壊が小規模ですけども4箇所、それと防草シートの剥がれが3箇所ございました。また、市納椎原線なんですけども、舗装が剥がれてですね、180mほど復旧することにしております。それと、住宅関係で申しますと、雨漏り等が3件、共同アンテナの不具合が2件、ガラスの破損等ですね合計で住宅に関しましては22件の被害があったところでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） あの、昨年9月の台風24号の被害があったところ、坂の上伊倉線じゃけんどんよ、今月、先月の27日か28日頃散歩がてらにあっこ通ったっちゃけんどん、そこが今度の8号か10号じゃろかい、去年したとこのなんがもう壊れたりなんたり、したところは傷んどらんわけじゃけんどん、そのへんの、それが誘因するような感じで道路が、工事したとことしとらんとこのちょうど境目がよ、側溝のなんが、復旧したとこの側溝のなんをコンクリートでしとるもんじゃかい、横が素掘りになつとるもんじゃかいそこが抉れとったがよ、こっちん東べたん法面が壊れち、側溝向けあの、土砂が流れ込んどるよな状況んなつとるしよ、して下んあの、佐光さん方ん上、町道の下んあつこが、暗渠がなんしとっちゃ、あん近所が、ちっと上は、去年のなんで下が崩れて道路の半分くらいひびがいて傾いとるような感じで盛り土しとったけんどんよ、暗渠ん下ん、斜面の土を削とったりなんたりしとったけんどん、ああゆうこつ、まあ災害復旧で、じゃかいちゅうて、手抜きちゅうたら悪いけんどん、そんげな感じしとった、またそら、今度15号はこっち向け来よるがよ、今朝ん

テレビ見とったら延岡、1時間に95ミリくらいの大雨が降とったちゆうが、あんげなどがなったら、あっこへんは壊るるよな感じがしたがよ、災害復旧じゃかいて、ちょちょいのちよいでしとったら後この、もしそういうなんが来て壊れたりなんたりしたらそれ以上の費用がいったと思うっちゃけんどんよ、労働力も含めて、やっぱ復旧するならするごつちゃんといびったところが誘因して二次災害が起きらんよな復旧の仕方はねえっちゃろかいち思うっちゃけんどんよ、どうですか。

○建設課長（大山 幸男君） ただ今の児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。土質にもよるんですけれども復旧している箇所はですね、また付近が壊れるような状況が発生しており大変申し訳なく思っているんですけども、この坂の上伊倉線につきましてはですね、6月の予算で測量の予算をつけていただいておりますので、今その測量を発注しているところでございます。その測量によってですね、側溝の断面等決まりますので、今工事に向けて計画していきたいと思っております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 今度この災害復旧すつちゆうとこでんよ、やっぱその、適正な工事しとらんよ、今度大雨やら降ったら特に素掘りのとこやはよ、そこん壊れたとこだけしよったら弱いとこに力が加わるかい、境目がね、境目が壊れたりなんたりせんごつしてよ、工事をした方がええっちゃねえかち思たもんじゃかい、言いよっちゃけんどん、そういうふうにしてもらえんでしょうか。

○建設課長（大山 幸男君） 再度児玉議員の御質疑にお答えいたします。また現地を再度ですね、確認いたしまして一番今思われる適切な方法で対処していきたいと思っております。以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終ります。

報告第9号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度川南町一般会計補正予算（第2号））の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから報告第9号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第9号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度川南町一般会計補正予

算(第二号))については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第42号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについて、日程第7、議案第43号川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについて、日程第8、議案第44号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第45号川南町税条例等の一部改正について、日程第10、議案第46号川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理について、日程第11、議案第47号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第48号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第13、議案第49号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について、日程第14、議案第50号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第15、議案第51号川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、日程第16、議案第52号川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理について、日程第17、議案第53号川南町漁村健康増進センター条例の廃止について、日程第18、議案第54号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、日程第19、議案第55号工事請負契約締結（運動公園テニス場施設改修工事）について、日程第20、議案第56号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設整備に伴う川南PA改修工事）について、日程第21、議案第57号財産の取得（地域活性化拠点施設備品購入（厨房機器、冷蔵機器等））について、日程第22、議案第58号財産の取得（消防団用積載車購入）について、以上、17議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本17議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第42号から議案第58号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第42号は、令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。次に議案第43号は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、条例を定めるものです。次に議案第44号は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行されることに伴い、これまで氏名、氏、名若しくは通称又はそれらの一部を組み合わせたものでなければ印鑑を登録することができなかったものが、これらに旧氏を加えることができるようになるもので、政令施行日以降住民へのサービスが可能となるよう条例の一部を改正するものでございます。次に議案第45号は、地方税法等の一部改正に伴い、関係する川南町税条例等について一部を改正するものでございます。改正の主なものは、個人町民税では、子

どもの貧困に対応するための非課税措置規定の追加、法人町民税では、大法人に対する電子申告に関する規定の追加、軽自動車税では、環境性能割の導入とグリーン化特例の見直しを行うものでございます。次に議案第46号は、令和元年10月1日に改正される消費税法及び地方税法に基づき、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるため、関係する条例の必要な事項を改正するものでございます。次に議案第47号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する政令が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、関係する川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。家庭的保育事業は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い0～2歳児の受け皿として創設されました。家庭的保育であっても、利用乳児に対する保育が適正に行われる必要があることから、集団保育の体験や、相談や助言等を行ったり、必要に応じ代替保育を提供したりする連携施設の確保や、自園調理への努力義務が課されているところです。今回の改正は、これらの義務について定められていた経過措置の期限を延長する等の改正が主なものです。なお、本町では、現在のところ、家庭的保育事業を行っている施設はございません。次に議案第48号及び議案第49号につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。議案第48号及び議案第49号は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、関係する政令や内閣府令等の規定の整備も行われたことを受けて条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、消費税率の引上げによる財源を活用し、幼児教育・保育の無償化を図るというものです。具体的には、満3歳以上の教育・保育給付認定子ども及び満3歳未満の教育・保育給付認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者につきましては、利用者負担上限額を零とするものです。なお、副食費につきましては、これまでは保育料の中に含まれておりましたが、今回の法令改正により満3歳以上の保護者で年収360万円以上の世帯の子供からは、支払いを受けることができる費用とされました。しかしながら、本町では、その影響の大きさなどを考慮し、副食費につきましては、保護者の負担としないことといたしました。次に議案第50号は、川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから当該条例の一部を改正するものです。放課後児童支援員は、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定研修を修了した者でなければならないこととしていましたが、指定都市も研修を実施することができるよう基準が改正されたことから、指定都市の実施する研修を修了した者も放課後児童支援員とすることができるよう条例を改正するものです。次に議案第51号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年8月1日から施行されたことに伴い、関係する川南町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町

村における合議制の機関の設置等について必要な措置を講じるために改正するものです。

次に議案第52号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律が施行されることに伴い、関係する条例の必要な事項を改正するものでございます。次に議案第53号は、川南町漁村健康増進センターを解体するための条例を廃止するものです。また、改正附則第2項において、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を行うものです。次に議案第54号は、令和2年4月にオープンを予定している川南町地域活性化拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。次に議案第55号は、運動公園テニス場施設改修工事について、入札の結果、有限会社大岩建設 代表取締役 大山 博文氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。次に議案第56号は、地域活性化拠点施設整備に伴う川南PA改修工事について、入札の結果、柴坂建設株式会社 代表取締役 柴坂 秀次 氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。次に議案第57号は、地域活性化拠点施設備品購入（厨房機器、冷蔵機器等）について、有限会社トジキ厨房機器販売 代表取締役 戸敷 泰彦 氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。次に議案第58号は、消防団用積載車購入について、宮崎ラビットポンプ有限会社 代表取締役 関 圭一郎 氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上17議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（新倉 好雄君） 議案第42号、議案第46号及び議案第52号につきまして、その補足説明を申し上げます。議案第42号は、地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法第24条第5項に基づき、令和2年4月1日から施行される地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。これまで、一般職非常勤職員等として採用されていた者について、地方公務員法に会計年度任用職員として明記されることを受けて、川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を廃止し、新たに会計年度任用職員として採用される者について、常時勤務を要する職員との均衡並びに会計年度任用職員の職務の内容、責任及び職務経験等を考慮し、給与等を定めるものです。施行期日につきましては、法の施行日に合わ

せて、令和2年4月1日からになります。次に議案第46号は、令和元年10月1日に改正される消費税法及び地方税法に基づき、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるため、関係する条例の必要な事項を改正するものです。これまで、町で定めている使用料、手数料及び料金において、消費税率等が関係する町の行政財産の使用又は公の施設の利用による使用料、特定の者のためにする事務の手数料、道路占用料、漁業集落排水施設の使用料、下水道使用料及び水道料金について改正するものです。施行期日については、法の施行日に合わせて、令和元年10月1日からになります。次に議案第52号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律が施行されることに伴い、関係する条例の必要な事項を改正するものです。同法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されることが無いよう、欠格事項その他の制限について見直し等の改正を行うものであり、本町条例においても同様の見直しを行うとともに、法改正により生じた条項のずれ等について、対応するものであります。施行期日については、同法の規定により、地方公共団体の条例等の整備が必要なものは、公布の日から6月を経過した日とされておりますので、令和元年12月14日になります。以上で補足説明を終わります。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 議案第43号及び議案第54号につきまして、その補足説明を申し上げます。議案第43号について、今回導入される森林環境税及び森林環境譲与税は、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるために創設されたものでございます。森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税され、税率は年額1,000円とされております。森林環境税は国税となりますが、個人住民税均等割と合わせて賦課徴収されます。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、私有林の人工林面積、林業就業者数及び市町村の人口の割合に応じて、譲与されるものでございます。なお、森林環境譲与税は、今年度から譲与されますが、課税につきましては、令和6年度からとなります。新制度では、森林所有者に適切な森林管理を促すための責務が明確化されたとともに、民間では経営管理できない私有林に対して、市町村が仲介役又は市町村が管理を行うという制度になります。今回譲与される譲与税は、森林整備等に充てることとされていることから、町では基金を創設し、第6条に規定しております法第34条の規定に基づく森林の整備等が必要になった場合、その財源として充てることとしております。次に議案第54号は、指定管理者の選定につきまして、川南町公の施設に係る指定管理者等の指定手続に関する条例第5条中「公募によらず、町が出資している法人又は社会公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。」という規定に基づき、公募によらず「川南まちづくり株式会社」を指定管理者の候補者として選定しました。同社は、町、川南町商工会、尾鈴農業協同組合、川南町漁業協同組合、川南町観光協会が出資して設立されたものです。現在、令和2年4月の地域活性化拠点施設のオープンに向けて準備を進めているところですが、同施設に商品を

出荷する事業者やテナント募集に関して、相当な告知、募集期間が必要であり、出荷事業者、テナント決定後の準備期間確保のため、この時期での指定が必要となります。また、従業員の募集に関しましても、募集、面接、採用、そしてトレーニング期間を勘案すると、同施設のスームズなオープンに向けて、この時期での指定が適当であると判断し、今回、提案いたしました。以上で、補足説明を終わります。

○税務課長（日高 裕嗣君） 議案第45号につきまして、その補足説明を申し上げます。今回の地方税法等改正の主なものは、個人町民税では子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人町民税を非課税とする措置を講じるものでございます。法人町民税につきましては、国税と同様に資本金1億円超の普通法人等に対しまして、法人町民税等の電子申告義務化に伴う規定が平成30年度の地方税法等改正で盛り込まれましたが、インターネット障害や災害等により電子申告が困難となる場合も想定されることから、電子申告義務の宥恕措置に関する規定を追加するものでございます。軽自動車税につきましては、令和元年10月1日から環境性能に優れた軽自動車の普及促進を目的とした環境性能割が導入されます。環境性能割は、令和元年10月1日以降に取得した車両に対し、取得価格の0%から2%の3段階で課税するものでございますが、消費税増税に対する需要平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した軽自動車については、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的措置が行われます。また、環境性能割導入に伴いまして、従来の軽自動車税は種別割となり、環境性能割導入を契機に、種別割に係るグリーン化特例の対象を電気自動車等に限定する見直しを行うものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。日程第23、議案第59号令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）、日程第24、議案第60号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第61号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第26、議案第62号令和元年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議案第63号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第28、議案第64号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上、6議案を一括議題とします。朗読は省略します。

本6議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第59号から議案第64号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第59号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ397,287千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10,897,816千円とするものでございます。それでは、第1表歳入の主なものを御説明申し上げます。地方交付税は、141,513千円の計上で、普通交付税交付額の決定による計上であります。国庫支出金は、29,729千円の計上で、プレミアム付商品券事業費補助金23,000千円、消防団設備整備費補助金4,584千円

が主なものであります。県支出金は、10,445千円の計上で、ひなた暮らし実現応援事業交付金2,250千円、口蹄疫埋却地フォローアップ事業5,000千円が主なものであります。繰入金は、26,356千円の計上で、介護保険特別会計繰入金20,029千円、ふるさと振興基金繰入金5,987千円が主なものであります。繰越金は、一般会計前年度決算額から補正前予算額を差し引いた、183,699千円の計上であります。

次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。議会費から教育費までの人件費に関する部分は、人事異動に伴う分と会計間の調整によるものでございます。総務費は、240,727千円の計上で、財政調整基金積立金222,958千円、中心市街地有効活用効果検証測量委託料5,334千円、川南別館建設に係る設計等委託料8,409千円が主なものであります。民生費は、19,981千円の計上で、プレミアム付商品券事業費助成金23,000千円が主なものであります。農林水産業費は、32,595千円の計上で、口蹄疫埋却地整備工事5,000千円、漁村健康増進センター解体工事20,240千円が主なものであります。商工費は、10,866千円の計上で、創業者支援事業補助金5,500千円、住宅リフォーム助成金5,000千円が主なものであります。土木費は、21,307千円の計上で、町道舗装、路肩、側溝及びその他補修工事8,201千円、町道舗装打換え工事9,300千円が主なものであります。消防費は、15,810千円の計上で、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業備品購入13,760千円が主なものであります。教育費は、24,786千円の計上で、生涯学習センター屋根防水改修工事5,280千円、唐瀬原中体育館屋根防水工事5,397千円、文化ホール図書館空調改修設計委託料9,000千円が主なものであります。公債費は、29,023千円の計上で、元金償還金であります。第2表債務負担行為補正、110,000千円の計上は、養護老人ホーム福寿園の施設老朽化による新築建替え事業における町補助金分であります。

次に議案第60号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,207,712千円とするものでございます。歳入につきましては、国民健康保険税21,410千円を減額し、繰入金21,410千円、繰越金26,285千円を増額しました。歳出につきましては、総務費1,351千円、保健事業費345千円、基金積立金24,589千円を増額しました。

次に議案第61号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,386千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,159千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金2,620千円、繰越金2,766千円を計上しました。歳出につきましては、営農飲雑用水施設整備事業費5,386千円を計上しました。

次に議案第62号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,823千円とするものでございます。歳入につきましては、平成30年度決算に係る繰越金495千円を計上するものでございます。歳出につきましては、介護保険特別会計への繰出金495千円を計上するものでございます。

次に議案第63号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ83,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,782,296千円とするものでございます。歳入につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金443千円、介護認定審査会特別会計からの繰入金495千円、平成30年度決算に係る繰越金82,426千円を計上いたしました。歳出につきましては、介護保険準備積立基金積立金として51,802千円を、償還金として11,532千円、一般会計繰出金として20,030千円をそれぞれ計上いたしました。これにより介護保険準備積立基金は、188,359,555円となる見込みです。

次に議案第64号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,187千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,868千円とするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2,133千円、繰越金1,054千円を増額しました。歳出につきましては、後期高齢者広域連合納付金2,632千円、諸支出金555千円を増額しました。

以上6議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前09時55分休憩

午前10時05分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。補足説明があればこれを許します。

○まちづくり課（山本 博君） 議案第59号のまちづくり課関連につきましてその補足説明を申し上げます。17～20ページをお願いします。2款1項6目企画費の13節委託料6,004千円中、中心市街地有効活用効果検証測量委託料5,334千円は、中心市街地の有効活用について検証するため測量にかかる予算です。下段の個人番号カード利用環境整備事業1,710千円は、国がマイナンバーカードを活用した地域経済の活性化を推進しているため、その環境整備のための予算を計上しています。19節負担金補助及び交付金4,100千円中、県移住・マッチング支援事業交付金1,000千円は、国が実施する地方創生移住・起業支援事業の予算を計上しています。1件分です。ひなた暮らし実現応援支援金、3,000千円は、国が実施する移住・起業支援事業を県が独自に対象者を拡大して移住・起業支援を実施するものです。3件分です。2款1項11目自治振興費の13節委託料8,409千円は、川南別館建設にかかる設計等委託料の予算を計上しています。木造1階建てを計画しています。35～36ページをお願いします。9款1項1目非常備消防費の18節備品購入費13,760千円は、災害が発生した場合、早急な対応が求められるため、各消防団にAED、チェンソー、トランシーバー等の資機材を

購入するための予算を計上しています。以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○福祉課（三角 博志君） 議案第59号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。23～24ページをお願いします。3款1項1目19節、負担金補助及び交付金23,000千円は、プレミアム付商品券事業費助成金で、低所得者分として4,300人分を、子育て分として300人分を計上いたしました。次に、25～26ページ及び29～30ページをお願いします。4款1項7目13節、委託料576千円、及び6款1項12目13節 委託料1,151千円は、総合福祉センター建設に伴い社会福祉協議会が引越しをするために施設改修を行うための設計委託料です。社会福祉協議会の事務所及び給食サービス調理場は、それぞれ保健センター機能訓練室と農村センター学習室を改修して引越しをする予定といたしました。時期は、令和2年4月から改修して、令和2年8月の引越しを目指し進めたいと考えているところです。今回の設計委託料は、その工事費を積算するために行うものです。5ページをお願いします。債務負担行為補正の川南町養護老人ホーム福寿園新築建替え補助金につきましては、現在の施設の南側の農地を転用し、鉄骨造・平屋建てで老人ホーム棟及び物干場棟を建設する予定です。定員は50名で延べ床面積は2,021㎡を見込んでいるとのこと。この建設費用には、508,400千円が見込まれており、町補助金として110,000千円を債務負担行為として計上いたしました。以上で、福祉課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 議案第59号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。29～30ページをお願いします。6款1項4目農業後継者対策費の19節負担金補助及び交付金、農業後継者支援給付金4,500千円は、県が6月補正予算で、農業人材投資事業制度を創設したため計上するものです。5目園芸振興費の19節負担金補助及び交付金、レタスラッピング機械導入補助金605千円は、導入費用の3分の1をJA尾鈴に補助するものです。6目畜産業費15節工事請負費、口蹄疫埋却地整備工事5,000千円は、設計が完了したため、今回予算計上するものです。19節負担金補助及び交付金、川南町高齢母牛更新対策事業費補助金3,210千円を減額し、川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金へ予算の組替えを行いました。これは、高齢母牛活用の一環として、高齢母牛に優秀な受精卵を導入するもので、導入費用の2分の1を補助し、1件当たり30千円、107件分の計上です。31～32ページをお願いします。6款3項1目水産業振興費の19節負担金補助及び交付金2,000千円は、県が6月補正予算で水産業人材投資事業制度を創設しましたので、1人当たり1,000千円、2人分の計上です。3目漁村センター管理費の15節工事請負費は、漁村健康増進センターが老朽化しており、壁の剥落、飛散事故が発生しておりますので解体するもので、解体費用20,240千円を計上しました。7款1項2目商工業振興費の19節負担金補助及び交付金、創業支援事業補助金5,500千円は、創業者が増えていることから計上するものです。住宅リフォーム助成金5,000千円は、当初予算で計上しておりました15,000千円は、6月末までに86件の申請があり、予算を使い切りましたので、追加で予算計上するものです。追加しまし

た理由は、リフォーム助成の要望があることと10月からの消費税増税対策でございます。以上で、産業推進課関連の補足説明を終わります。

○建設課長（大山 幸男君） 議案第59号の建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。33～34ページをお願いします。8款2項2目道路維持費の15節工事請負費17,501千円は、毘沙門・名貫線側溝更新工事L=60m、銀座・大内線路面補修工事L=27.2m及び東湯牟田・小池線舗装打換え工事L=280mを計上しました。16節原材料費1,000千円は、維持補修材料費で舗装の経年劣化によりポットホールが多く発生しており、補修材の使用量が増えているため計上するものです。3項5目都市公園費の15節工事請負費1,277千円は、野球場維持管理のための砂置き場整備費用を計上しました。次ページをお願いします。4項1目住宅管理費の15節工事請負費1,964千円は、番野地住宅給水槽の塗装工事、白坂住宅給水ポンプの更新工事及び豊原住宅のガス配管更新工事L=56mを計上しました。以上で建設課関連の補足説明を終わります。

○教育課長（大塚 祥一君） 議案第59号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。35～36ページをお願いします。10款1項2目事務局費の15節工事請負費5,280千円の増額は、近年雨漏りが発生している生涯学習センターの屋根防水改修工事で、改修面積は約360㎡です。37～38ページをお願いします。10款3項1目学校管理費の15節工事請負費6,752千円は、唐瀬原中学校体育館の屋根防水工事及び職員室の空調設備取替工事です。いずれも今年度になり、雨漏り及び故障が発生したため対応するものです。4項3目文化施設費の13節委託料9,000千円は、文化ホール・図書館空調改修設計委託料です。当該空調設備は、施設建設当時に整備されたもので20年経過しており、経年劣化で度々故障が発生しています。部分的な修繕では対応できなくなってきていますので、全面改修の設計を行うものです。以上で、教育課関連の補足説明を終わります。

○環境水道課長（篠原 浩君） 議案第61号につきまして、その補足説明を申し上げます。9～10ページをお願いします。1款1項1目営農飲雑用水施設整備事業費の13節委託料436千円は、ろ過砂の特別ろ過洗浄を行うための経費の計上です。15節工事請負費4,950千円は、鶴戸の本地区の一部の水圧解消のために、配水管布設替工事を計上するものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第29、議案第65号平成30年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第65号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、平成30年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について議会の議

決を求めるものでございます。水道事業会計の未処分利益剰余金96,706,967円の処分につきましては、46,000,000円を資本金に組み入れ、17,000,000円を減債積立金に、33,706,967円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。日程第30、認定第1号平成30年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第31、認定第2号平成30年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第32、認定第3号平成30年度川南町水道事業会計決算認定について、以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、3案件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 認定第1号から認定第3号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了しましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

まず、一般会計につきまして、歳入の決算額104億7,989万8,133円、歳出の決算額 101億7,314万7,983円、歳入歳出差引残額 3億675万150円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額25億281万4,474円、歳出の決算額24億7,652万8,719円、歳入歳出差引残額2,628万5,755円であります。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額3,127万9,174円、歳出の決算額2,739万1,467円、歳入歳出差引残額388万7,707円であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計につきましては、歳入の決算額2,508万7,425円、歳出の決算額2,232万242円、歳入歳出差引残額276万7,183円であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額 1億5,391万4,461円、歳出の決算額 1億3,788万633円、歳入歳出差引残額1,603万3,828円であります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入の決算額568万8,324円、歳出の決算額519万1,521円、歳入歳出差引残額49万6,803円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額17億1,032万2,310円、歳出の決算額16億2,789万4,768円、歳入歳出差引残額8,242万7,542円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額 1億8,343万9,686円、歳出の決算額 1億8,238万4,264円、歳入歳出差引残額105万5,422円となりました。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計につきましては、歳入の決算額76万7,732円、歳出の決算額67万2,479円、歳入歳出差引残額 9万5,253円となりました。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計につきましては、歳入の決算額30万3,685円、歳出の決算額15万16円、歳入歳出差引残額15万3,669円となりました。

次に、水道事業会計についてであります。収益的収入の決算額は、3億7,588万1,426円、収益的支出の決算額は、3億1,581万3,298円、当年度純利益は、税抜き5,070万6,967円となりました。次に、資本的収入の決算額は、371万1,664円、資本的支出の決算額は、1億6,045万8,903円、収入額が支出額に対して不足する額、1億5,674万7,239円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金より補てんいたしました。

一般会計の決算額は、平成29年度決算と比較すると歳入で11.3%、歳出で10.5%の増となりました。歳入のうち、普通地方交付税は、平成29年度決算から収入額として、5億333万9,000円、決算比20.6%減の19億4,139万5,000円となりました。主な要因は、昨年の臨時議会で御説明しました基準財政収入額の算定基礎のうち固定資産税の課税標準額の報告誤りによる影響分3億8,000万円と普通交付税算定基準財政需要額の地域経済・雇用対策費の減によるものです。自主財源では、町税は、1,978万5,843円、決算比1.2%の増の17億814万451円、ふるさと納税は、返礼割合を見直した11月以降の寄附額が落ち込んだため、3億945万5,043円、決算比25.9%の減の8億8,726万6,700円となりました。財政調整基金、ふるさと振興基金の繰入金は、それぞれ決算比で105.9%、61.9%の増となりました。平成30年度一般会計は、普通地方交付税の報告誤りにより交付税が大きく減額となりましたが、財政調整基金の繰入れ等で補い、予算化した事業を実施いたしました。なお、詳細につきましては、会計管理者並びに環境水道課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○会計管理者（岩切 拓也君） 認定第1号につきまして、補足説明を申し上げます。一般会計事項別明細書の11～12ページをお願いします。歳入の1款町税でございますが、収入済額17億814万451円で、収納率97.8%となります。不納欠損は、町民税29件、固定資産税92件、軽自動車税16件、合計137件 総額475万2,897円となっております。収入未済額は、3,380万9,544円であります。17～18ページをお願いします。中段の、11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金中、2節児童福祉費負担金、収入済額5,155万948円で、収納率は95.7%、収入未済額は232万8,500円であります。21～22ページをお願いします。12款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、3節住宅使用料、収入済額7,280万2,000円で前年度比3.2%の減、収納率は100%であります。次に、63～64ページをお願いします。下段の歳入合計、収入済額は104億7,989万8,133円で前年度比11.3%の増であります。不納欠損額は、579万8,447円であります。収入未済額は4億4,946万9,571円で、町債、1億2,010万円が主なものでございます。

次に、歳出について申し上げます。65～66ページをお願いします。1款議会費、支出済額は、8,915万8,450円で前年度比0.7%の増であります。

次に、67～68ページをお願いします。2款総務費、支出済額は、27億916万6,201円で、前年度比12.7%の減であります。主な要因は、財産管理費の積立金の減によるものです。次に、101～102ページをお願いします。下段の3款民生費、支出済額は、24億4,410万1,130円で前年度比3.2%の減であります。主な要因は、社会福祉総務費の委託料の減によるものです。次に、119～120ページをお願いします。4款衛生費、支出済額は、5億6,765万5,513円で、前年度比24.3%の増であります。主な要因は、し尿処理費の負担金補助及び交付金の増によるものです。次に、131～132ページをお願いします。6款農林水産業費の支出済額は、17億7,326万7,418円で前年度比76.6%の増であります。主な要因は、畜産業費の負担金補助及び交付金の増によるものです。次に、153～154ページをお願いします。7款商工費、支出済額は、3億6,491万5,164円で前年度比162.7%の増となっております。主な要因は、観光費の積立金の増によるものです。次に、161～162ページをお願いします。中段の8款土木費、支出済額は、4億9,174万8,862円で前年度比1.1%の増であります。次に、171～172ページをお願いします。下段の9款消防費、支出済額は5億5,575万4,390円で前年度比109.4%の増であります。主な要因は、防災施設費の工事請負費の増によるものです。次に、175～176ページをお願いします。10款教育費の支出済額は、5億2,636万5,686円で前年度比7.7%の減であります。主な要因は、文化施設費の工事請負費の減によるものです。次に、209～210ページをお願いします。下段の11款災害復旧費の支出済額は、7,279万8,350円で前年度比397,705.2%の増であります。主な要因は台風24号に伴う災害復旧費の増によるものです。次に、215～216ページをお願いします。12款公債費の支出済額は、5億7,821万6,819円で前年度比2.6%の増であります。歳出合計の支出済額は、101億7,314万7,983円で前年度比10.5%の増であります。繰越明許費は、4億8,180万9,000円、不用額は、2億9,391万7,017円で、予算執行率は92.9%となっております。

次に、認定第2号につきまして、補足説明を申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計事項別明細書について申し上げます。240～241ページをお願いします。1款国民健康保険税の収入済額は、4億3,970万1,504円、前年度比16.3%減で、収納率は89.8%となっております。その内、現年課税分は、収納率97.6%で、滞納繰越分は25.4%であります。不納欠損額は、550万6,531円で、件数は42件となっております。収入未済額は、4,428万4,044円であります。次に、248～249ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、25億281万4,474円で、前年度比12.2%の減であります。主な要因は、平成30年度から国民健康保険制度が変更になり、保険者が町から県に変更になったことによるものです。262～263ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、24億7,652万8,719円で、前年度比3.4%の減となっております。主な要因は、国民健康保険制度の変更によるものです。不用額は、

4,933万3,281円で予算執行率は、98.0%であります。

次に漁業集落排水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。272～273ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、3,127万9,174円で前年度比7.3%の減であります。主な要因は、繰越金の減によるものです。次に、274～275ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、2,739万1,467円で、前年度比14.6%の減であります。この主な要因は、工事請負費の減によるものです。不用額は338万4,533円で予算執行率は、89.0%であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。286～287ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、2,508万7,425円で前年度比29.5%の増となっております。主な要因は、一般会計からの繰入金金の増によるものです。288～289ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、2,232万242円で前年度比34.0%の増で、主な要因は、工事請負費の増によるものです。不用額は218万9,758円で、予算執行率は91.1%であります。

次に、下水道事業特別会計事項別明細書について申し上げます。300～301ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は1億5,391万4,461円で、前年度比17.3%の増となっております。主な要因は、一般会計繰入金金の増によるものです。304～305ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、1億3,788万633円で、前年度比8.6%の増であります。主な要因は、委託料の増によるものです。不用額は、970万2,367円で予算執行率は93.4%であります。

次に、介護認定審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。314～315ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、568万8,324円で前年度比5.7%の増となっております。主な要因は、繰越金の増によるものです。316～317ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、519万1,521円で前年度比5.8%の増であります。不用額は、49万7,479円で、予算執行率は91.3%であります。

次に、介護保険特別会計事項別明細書について申し上げます。338～339ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、17億1,032万2,310円で、前年度比4.3%の増で、主な要因は、保険料及び繰越金の増によるものです。354～355ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、16億2,789万4,768円で、前年度比5.4%の増で、主な要因は、施設介護サービス給付費及び一般会計繰出金の増によるものです。不用額は、7,209万4,232円で、予算執行率は、95.8%であります。

次に、後期高齢者医療特別会計事項別明細書について申し上げます。366～367ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、1億8,343万9,686円で前年度比3.1%の増で、主な要因は後期高齢者医療保険料の増によるものです。370～371ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は1億8,238万4,264円で前年度比3.2%の増で、主な要因は後期高

齢者広域連合納付金の増によるものです。不用額は367万2,738円で、予算執行率は98.0%であります。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計事項別明細書について申し上げます。380～381ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は76万7,732円で前年度比285.2%の増で、主な要因は使用料の増によるものです。382～383ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は67万2,479円で、前年度比285.3%の増で、主な要因は、使用料の増によるものです。不用額は8万3,521円で、予算執行率は89.0%であります。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。392～393ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は30万3,685円で前年度比14.4%の増で、要因は繰越金の増によるものです。394～395ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は15万16円で前年度比28.5%の増で、主な要因は、返還金の増によるものです。不用額は15万4,984円で、予算執行率は49.2%であります。

決算につきましては、平成30年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。順に一般会計歳入歳出決算事項別明細書、次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書を、また特別会計歳入歳出決算については、事項別明細書の次に、実質収支に関する調書が綴っております。その調書に、それぞれ詳しく記載してありますので、それによりご承知をいただきたいと思っております。なお、資料としまして決算成果表等をお手元に配布致しておりますので、よろしくお願い致します。

以上で補足説明を終わります。

○環境水道課長（篠原 浩君） 認定第3号につきまして、補足説明を申し上げます。決算書、1～2ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入、第1款、水道事業収益は、3億7,588万1,426円。前年度比4.2%の減となりました。減の主な理由としましては、営業収益中、給水収益の減、営業外収益中、雑収益の減によるものでございます。支出、第1款水道事業費用は、3億1,581万3,298円。前年度比9.7%の増となりました。増の主な理由は営業費用の増によるものでございます。次に3～4ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入は、371万1,664円。前年度比43.9%の増となりました。増の主な理由は、工事負担金の増によるものでございます。支出、第1款資本的支出は、1億6,045万8,903円。前年度比38.6%の減となりました。減の主な理由は、設備工事費中、工事請負費及び委託料の減によるものでございます。また、欄外に記載しています資本的収入が資本的支出に対し不足する額が、1億5,674万7,239円となりました。この不足分を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。次に、5ページをお願いします。平成30年度の損益計算書でございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、5,529万282円となりました。また、3の営業外収益から4の営業外費用を差し

引いた額が、266万5,266円となりました。以上のことから、経常利益は5,795万5,548円となりました。5の特別損失は、その他特別損失 退職給付引当金繰入額724万8,581円でございます。当年度の純利益は、5,070万6,967円となりました。その他未処分利益剰余金変動額4,600万円を加えた当年度未処分利益剰余金は、9,670万6,967円となりました。

次に6ページをお願いします。川南町水道事業利益剰余金計算書でございます。8ページの貸借対照表の資本の部全体の増減内訳を記載したものとなっております。資本金と剰余金を合わせました資本合計の年度末残高は、表の右端、最下段でございますが、22億7,134万4,464円でございます。次に7ページをお願いします。平成30年度の貸借対照表でございます。資産の部ですが、1の固定資産の(1)有形固定資産につきましては、イの土地からトの建設仮勘定までの合計は、22億6,454万8,372円です。2の流動資産につきましては、現金預金・未収金・貯蔵品を合わせまして、流動資産合計が5億6,246万5,023円でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、28億2,701万3,395円となります。次に8ページをお願いします。負債の部ですが、3の固定負債合計は、2億6,620万4,481円でございます。4の流動負債合計は、7,412万85円です。5の繰延収益合計は、2億1,534万4,365円です。負債の合計は、5億5,566万8,931円となります。資本の部ですが、6の資本金合計が、19億4,541万8,565円となります。7の剰余金の(1)の資本剰余金合計は、58万5,480円。(2)の利益剰余金合計は、3億2,534万419円で、剰余金合計としましては、3億2,592万5,899円となります。資本金合計と剰余金合計を合わせました資本合計は、22億7,134万4,464円で、負債資本合計は、28億2,701万3,395円となり前ページの資産合計と一致いたします。9ページにつきましては、注記表でございます。10ページから23ページは、決算附属書類として、概況総括事項、議会議決事項及び職員に関する事項、工事等の明細、業務量及び事業収入に関する事項、事業費に関する事項、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金等の概況、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書をそれぞれ記載しておりますので、それにより御承知いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員（永友 靖君） 決算審査の報告を申し上げます。町長から審査に付されました平成30年度一般会計および特別会計10事業の各歳入歳出決算調書並びに財産に関する調書の審査を、令和元年8月5日から8月21日での内10日間、川南町水道事業会計決算調書並びに関係帳簿、諸書類の審査を令和元年7月8日、9日、10日の3日間、蓑原敏朗監査委員と共に実施いたしました。その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について概ね適正であると認めました。詳しくは、それぞれの決算審査意見書で

御報告申し上げたところであります。なお、主な会計の概略について万円単位ではございますが、御報告申し上げます。発表メモは配布しておりませんのでお手元の決算審査意見書を参考にさせていただきたいと思っております。会計管理者および担当課長の説明と重複するところもございまして、お許しをいただきたいと思います。

はじめに一般会計の歳入歳出についてであります。歳入調定額109億3,516万円に対し、収入済額は104億7,989万円で、調定額に対し95.8%の収入率であります。歳入全体の収入未済額は4億4,946万円と多額になっております。主なものは、町税3,380万円と国庫支出金7,670万円、県支出金8,781万円、繰入金1億2,413万円、町債1億2,010万円であります。次に、町税の収入済額は17億814万円で、前年度より1,978万円増加しています。今年度の収入未済額は前年度より5,585万円減少し、収入率は97.8%と前年度より0.3%改善されています。前年に引き続き改善され、その成果は十分評価できるものと思っております。また、町の財政収入の主要部分を占めます地方交付税につきましては19億4,139万円の交付がなされており、前年度より5億333万円の減少であります。内、約3億8,000万円は交付申請の誤りによる減少となっております。一方、町税の不納欠損額は、137人の475万円と多額になっておりますが、前年より件数で17人減少、金額で5万円増加しております。各々、地方税法に基づいて処理されております。また、不納欠損処理に至るまでの滞納管理について、より一層の向上を図るよう要望いたしました。

次に歳出についてであります。予算現額109億4,887万円に対し、決算額101億7,314万円であり、予算執行にあたっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率92.9%の執行がなされています。歳出予算において生じた不用額は2億9391万円で、前年度より1億383万円の増加となっております。不用額の計上は予算現額に対し20%以上で20万円以上を対象としておりますが、該当する節はございません。公債費につきましては、町債が消防債3億360万円、臨時財政対策債1億6,316万円など、6億3,786万円発行されており、元金償還5億4,083万円で、前年度より9,703万円増加しております。基金残高につきましては令和元年5月末現在62億6,137万円で、前年度比1億6,219万円の減少となっております。内容につきましては公共施設等整備基金が1億7,544万円、ふるさと振興基金9,334万円の減少などとなっております。

次に国民健康保険事業特別会計であります。歳入調定額25億5,260万円に対し、収入済額は25億281万円、収入未済額4,428万円、不納欠損額550万円であります。国民健康保険税の収入済額は4億3,970万円で徴収率は89.8%、前年度比0.3%低下しております。滞納額も多額であり、継続した徴収努力が求められます。

続いて、介護保険特別会計ですが、歳入調定額17億1,575万円に対し、収入済額17億1,032万円、収入未済額388万円、不納欠損額154万円であります。今後も益々高齢社会の進展が予測されますが、健康寿命の伸長を目指し、介護予防事業に尚一層取り組み、町民の健康づく

り、要介護予備軍への対応など積極的な取り組みに期待したいと思います。

その他の特別会計も適正な運営がなされていると評価いたします。

全ての会計の実質収支額も黒字を計上しており、会計決算は概ね適正であると認めます。

最後に水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は5,070万円で前年度に対し、3,678万円の減益であり、総収益は前年度比4.2%、1,516万円の減少、総費用は前年度比7.8%、2,162万円増加しております。給水人口が減少していること、及び大口使用者の使用量減少が大きく影響しております。また、収益確保の重要項目であります有収率につきましては、78.1%となっており、前年度より0.1%向上しております。ちなみに類似団体平均は78.08%、全国平均は89.9%であります。決算関係書類は正確で経営成績及び財政状況を概ね適正に表示していると認めたところでございます。

以上で審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、審査結果の報告を終わります。10分間休憩します。11時15分から再開します。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第33、報告第10号平成30年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

朗読は省略します。

本案件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を財政健全化判断比率として定めています。本町の平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に係る資金不足比率のいずれも、健全化法により早期健全化計画の策定が義務付けられる基準以下となっており、健全な財政運営を行っていることが「財政健全化判断比率」という客観的指標により判断できます。今後とも、後世に過度の負債を残さない健全な財政運営に努めていきたいと思っております。

以上、本町の財政健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し

審査を受けましたので、その意見書を付けて御報告いたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で報告を終わります。

ここで、代表監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（永友 靖君） 平成30年度の財政健全化の審査を8月16日蓑原敏朗監査委員と共に実施をいたしました。その結果について御報告を申し上げます。お手元の財政健全化審査意見書を御覧ください。審査の概要であります。健全化の審査は町長から提出されました健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。審査の結果につきましては、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4項目であります。健全化の判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。項目別にみますと、平成30年度実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナスパーセントとなっており、早期健全化基準の実質赤字比率15.0%、連結実質赤字比率20%に対して下回っているということで健全であると評価できます。実質公債費比率は7.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると17.97%下回っており健全な財政運営であると認めたところであります。将来負担比率もマイナスパーセントで将来予想される負担より資金が上回っている状況となっており、早期健全化基準の350%と比較するとこれを大幅に下回っており健全な財政運営であると認めたところであります。是正改善を要する事項はないと評価をいたしました。

次に平成30年度水道事業、営農飲雑用水事業、漁業集落排水事業、下水道事業の企業会計経営健全化審査であります。これも同日8月16日に蓑原敏朗監査委員と共に監査を実施いたしました。

町長から提出されました資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。審査の結果につきましては資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認められました。

資料に資金不足比率の表がでておりますが、平成30年度はマイナスパーセントということで経営健全化基準の20%を下回っておりまして、実質的な資金不足はないということで非常に健全であると認められます。是正改善を求める事項はないと評価をいたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） ただ今の報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この実質公債費比率が、今年は、去年なわけですか、7.1%になつとるごちやるが、去年はこれより低かったような感じがすつちゃけん、去年はどのくらいになっていますか。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。平成29年度の実質公債費比率につきましては、5.9%で報告をしております。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） ということは、増えとるということは悪くなってきおるっちゅうこっちゃけんどんよ、実質赤字比率について、平成30年度の実質赤字比率は黒字であるっちゅうこっちゃけんどんよ、この、なんをみっと、歳入歳出の今年のをみっと、不用額が去年より1億ばかり増えとるっちゅうこっちゃったが、不用額、ちゅうこつは、仕事せんかったっちゅうこつになるわけじゃがよ、不用額は、仕事せんて不用額出せば黒字になるっちゅうこつは分かるとるっちゃけんどんよ、早期健全化基準、35.5%、こらあの、低い方がええち思うちゃけんどんよ、35.5%、35.0%、その基準は何なんですか。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。初めに先ほどの答弁の中で訂正をさせていただきたいと思えます。実質公債費比率の平成29年度についての御質問でありました。すいません、私あの、5.9と答えたのですが、5.9は28年度で、29年度は5.3でございました。お詫びして訂正させていただきます。それと、各実質赤字比率、将来負担比率についての早期健全化の基準の数値につきましては、国の基準の定めにより各地方自治体ともに同じ基準を使っております。すいません、詳細の計算式についてはそれぞれの様式に基づいて算出しておりますので、ちょっと口頭で説明がなかなか難しいんですが、基準につきましては、国に示された基準に、歳入歳出ともに入力をして算出しております。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終ります。

以上で報告を終ります。

日程第34、諮問第1号人権擁護委員の推薦について、日程第35、諮問第2号人権擁護委員の推薦について、日程第36、諮問第3号人権擁護委員の推薦について、以上、3案件を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3案件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、諮問第1号から諮問第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。諮問第1号及び第2号は、人権擁護委員の永友 郁央氏、浅利高子氏が12月31日をもって任期満了となりますが、人権擁護委員として再度推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。永友氏は平成22年10月1日に、浅利氏は平成29年1月1日に、人権擁護委員として就任され、今日まで人権啓発、人権相談などの活動に精力的に御尽力いただいております。

次に諮問第3号は、人権擁護委員として年森 律子氏を推薦したく、人権擁護委員法第

6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。年森氏は、昭和50年に町職員として採用され平成27年に定年退職されました。退職後も、通浜児童館職員として再任用され、平成30年3月まで長きにわたり保育業務に携わられてきました。地域においては、平成15年から山本小学校、唐瀬原中学校の読み聞かせボランティアとして活動される等、地域活動に積極的に関わっていらっしゃいます。

いずれの方も、人格、識見ともに優れており、法務大臣に人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり適任と考えますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第37、同意第8号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、同意第8号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。この同意は、教育委員の富山 美津子氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となることから、引き続き富山 美津子氏を教育委員として任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

富山氏は、川南町通浜にお住まいで、通山小学校PTA会長、児湯郡PTA連絡協議会会長、宮崎県PTA連合会副会長など長年にわたり教育関係の役職を歴任され、現在は教育委員として貴重な御意見を御提案いただくなど御活躍されています。

人格、識見ともに優れており、教育委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第38、請願第1号国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（山口 浩二君） それでは、読み上げさせていただきます。

国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書。請願趣旨。高すぎる国民健康保険料（税）が国民を苦しめ、滞納への罰則によって保険証を取り上げられた人が、受診が遅れて死亡するなどの悲惨な事態が相次いでいます。国保は無職者、年金生活者、非正規雇用労働者など、低所得者が多数加入しています。ところが一人当たりの保険料（税）は、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍に上ります。国保料（税）には、家族人数に応じて負担が増える均等割があり、子育て世帯などでは、国保と協会けんぽの保険料の格差は2倍に広がります。こうした問題を解決するために、全国知事会などの地方団体は、1兆円の公費投入など、国の財政支援により国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き

下げを求めています。高すぎる国保料（税）を引き下げ、格差を解消することは、国民の暮らしと健康を守り、国保制度の健全な運営と医療保険制度安定のためにも不可欠です。以上の趣旨から、以下の事項について、国及び政府に対して意見書を提出していただくようにお願いいたします。請願事項1、国保への公費支援を1兆円増額し、国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げてください。2、国保料（税）を高くする原因となり、子育て世帯などに過酷な負担となっている均等割、平等割（世帯割）を廃止してください。以上のとおり、地方自治法第124条により請願書を提出します。令和元年8月27日、請願者住所、川南町大字川南23231、請願者氏名、佐藤誠、請願者住所、西都市新町1丁目72-1、請願者氏名、西都民主商工会会長、本部真一、川南町議会議長、河野浩一殿。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 以上で説明を終わります。

本請願の取扱については、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、お疲れ様でした。

午前11時34分散会
